

第 3 章 基本理念と基本目標

1 住宅政策の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

様々な主体が将来像を共有し、より良い区の住宅政策を展開していくため、基本理念を次のとおり定めます。

みんなでつくる
だれもが安心して住み続けられる めぐろ

区には、子どもや高齢者、単身者、子育て世帯、障害者、低額所得者など、状況や事情の異なる多様な世帯の区民が暮らしています。一方、少子高齢化、災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症など社会経済情勢の変化により、住まいに関するニーズは変容し、不安は高まっています。

安心して住み続けられる住まいを確保し、ニーズの多様化や不安の解消に向けて、区民の生活の基盤である住環境を整えることが求められています。

その実現に向けては、区が責任を持って取り組むだけでなく、区民や事業者など、誰もがそれぞれの住まいや地域に関心を持ち、共に住生活や住環境の向上に努めることが必要です。

「住宅政策の基本理念」では、多様な立場の区民や事業者などが主体的に住宅政策に関わり、誰もが安心して住める、住み続けたい住宅や住環境、まちづくりを進めることを表しています。

(2) 基本目標

基本目標

1

住みよい住宅と住環境をつくる

- 安全で健康・快適な住まいづくり・まちづくりを一体的に推進 -

- ・住宅の耐震化など、災害に強い住宅・住宅市街地の形成を一層進めます。
- ・居住水準*の向上に資する改修やバリアフリー化などのリフォーム等を行うことにより、住宅が長く大切に使われ、次世代に引き継がれます。
- ・住宅の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用を進め、脱炭素*化を促進します。
- ・住宅の高断熱化を進めるとともに、省エネルギー化や室内の衛生環境の確保により、日常生活における健康・快適性の向上や疾病予防等につなげます。
- ・多様で質の高い住宅を増やすとともに、みどり豊かで良好な住環境を維持することで「住みたいまち」としての魅力をさらに高めます。

基本目標

2

すべての人へ安心な住まいを届ける

- だれもが安心して暮らせる重層的な住宅セーフティネットを確保 -

- ・住宅確保要配慮者*など、自らの力で住宅を探すことが困難な方に対し、住宅の確保や円滑な住替えの支援など、地域で安定した住生活を送ることができるよう、区内の公的住宅*や民間賃貸住宅を活用して、必要な支援を行います。
- ・高齢者や障害者、子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、適切な支援や情報提供を行います。

基本目標

3

住宅と住環境の質を維持し高める

- 居住者の主体的取組を促進・支援 -

- ・住宅の所有者や居住者、次世代の担い手が、選び方や建て方、維持管理など、住まいについての知識や意識を高めることができるよう支援します。
- ・所有者や居住者、管理者が責任を持って住宅を適切に維持管理することで、良好な住環境の形成に寄与します。
- ・令和5(2023)年3月に策定した「目黒区マンション管理適正化推進計画」とあわせ、所有者の責任ある管理に向けて適切に支援を行っていきます。
- ・空家等の発生を予防するとともに、所有者等の適正な管理を促します。
- ・人と人とのつながりによる地域の活動が活発に行われ、助け合い、支え合う地域コミュニティを形成します。

2 住宅政策の体系



